

けんぽ委員だより

生活習慣病予防健診を受診する際は

マイナ保険証をご提示ください!

令和7年12月2日からマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しています。病気やケガで医療機関にかかるときだけでなく、生活習慣病予防健診を受診される際も、マイナ保険証※をご提示ください。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書等を提示いただくことで受診いただけます。

step1

健診実施機関を選ぶ

受診できる健診実施機関は協会けんぽホームページにてご確認ください。

step2

健診の予約をする

健診実施機関へ直接ご連絡をお願いします。協会けんぽへのご連絡は不要です。

step3

健診を受診する

マイナ保険証等※及び問診票、検査容器などを忘れずにお持ちください。

※受診当日は、以下のいずれかにより健診実施機関にて保険資格の確認を受けてください

マイナ保険証による
オンライン資格確認
(受診する施設が対応している場合)



マイナ保険証と
資格情報の
お知らせの提示



マイナポータル
の保険資格画面の提示



資格確認書の提示

資格確認書▶



マイナ保険証のご利用には事前の登録が必要です!

医療機関で



スマホで

マイナポータルアプリ
から登録



セブン銀行ATMで



登録は
以下の方法で
行うことが
できます。



マイナ保険証等について、
詳しくはこちらを
ご覧ください。

**ご注意
ください!**

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合、マイナ保険証として利用することができません※。お住まいの自治体にて更新手続きをお願いします。
※有効期限満了日が属する月の末日から3か月間はマイナ保険証として引き続き使用可能です。

マイナ
保険証の
提示で

高額な医療費の窓口負担が抑えられます

メリット

限度額適用認定証を事前に申請しなくても、窓口でのお支払いが自己負担限度額までに軽減されます。



マイナ保険証や 限度額適用認定証を利用しても、

高額療養費の申請が必要な場合があります。

自己負担限度額は、被保険者の所得区分（標準報酬月額）や年齢（70歳未満の方もしくは70歳以上75歳未満の方）によって分類されます。

70歳未満の方の所得区分は、右表のとおり5つの区分に分類され、区分ごとに自己負担限度額が異なります。

70歳以上75歳未満の方の区分や自己負担限度額等の詳細は、右にある二次元コードをご確認ください。



高額療養費制度についてはこちら

区分ア 標準報酬月額83万円以上の方

区分イ 標準報酬月額53万～79万円の方

区分ウ 標準報酬月額28万～50万円の方

区分エ 標準報酬月額26万円以下の方

区分オ 低所得者：被保険者が市区町村民税の非課税者等

被保険者の年齢が70歳未満、区分ウの方を例にして紹介します。

1か月の総医療費（10割）：100万円、所得区分：ウ、窓口負担割合：3割の場合
自己負担限度額の計算式は、

$$80,100円 + (\text{※総医療費} - 267,000円) \times 1\%$$

$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$

※総医療費（10割）とは保険適用される診療費用の総額です。

差額ベッド代など保険外負担分や、入院時の食事負担額は高額療養費制度の対象外です。



高額療養費の申請が必要な場合（例示）

ケース1

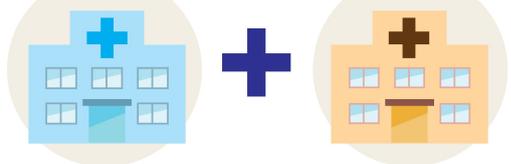
A病院で外来受診

自己負担限度額

87,430円支払い

B病院で外来受診

30,000円支払い
（保険適用分）



A病院で自己負担限度額を支払い、B病院での支払いが21,000円以上の場合、**高額療養費の申請が必要です。**

B病院での支払い相当額（30,000円）が支給されます。

ケース2

A病院で外来受診

自己負担限度額

87,430円支払い

薬局で調剤

5,000円支払い
（処方せん分）



A病院で自己負担限度額を支払い、A病院から交付された処方せんにより薬局で調剤を受けた場合、**高額療養費の申請が必要です。**

薬局での支払い相当額（5,000円）が支給されます。



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階 ☎052-856-1490(代表)
受付時間：8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>